

日本の運転免許証からイスラエルの運転免許証への書換えについて

1 はじめに、イスラエル国内で自動車等を運転する場合、入国した日から1年以内にイスラエルの運転免許証に書換える必要があります。入国して1年以内は、日本の国際運転免許証と運転免許証（和文）の両方を携帯することで運転することができるとされていますが、イスラエルの運転免許証を取得していない場合、事故の際に保険会社からの保証が受けられない、又は保証が制限される場合がありますので、イスラエルの運転免許証に早めに書換えることをおすすめします。

なお、本情報は大使館で承知している2019年6月現在の情報となり、手続き内容については変更となる場合がありますので、最新情報につきましては事前に当地陸運局へご確認ください。

○ 運輸省陸運局（ミスラド・リシューイ）電話案内サービス：

イスラエル国内：* 5 6 7 8 又は 1-2 2 2-5 6 7 8

イスラエル国外から：+9 7 2-3-5 0 8 6 9 0 5, +9 7 2-3-5 0 8 6 9 0 5

日曜日から木曜日 7時から20時まで

金曜日及び祝日の前日 7時から13時まで

イスラエル政府ポータルサイト（ヘブライ語）

<https://www.gov.il/he/Departments/Guides/driving-licence-converting?chapterIndex=2>

2 書換えの条件

- ・入国日より最低6ヶ月前に発行された有効な運転免許証があること。
- ・視力検査及び医師による健康診断がなされていること。
- ・実技試験（ミブハン・シリタ）に合格すること。
- ・3ヶ月以上滞在可能な査証があること。

2017年9月以降、運転歴が5年以上ある事が証明できる場合については、実技試験（ミブハン・シリタ）、筆記試験及び視力検査等が免除されるようになりました。

書換えを行う事ができる期間は入国から1年となっており、在留資格によってその期間が異なります。

条件：https://www.gov.il/he/service/convert_driving_license

Q&A：https://www.gov.il/he/Departments/news/hamarat_rishayon

暫定居住者（トシャブ・アライ）や、在留資格のある長期滞在者（3ヶ月以上）は、イスラエルに入国した日、又は在留資格の取得日から1年以内にイスラエルの運転免許証に書き換える場合、実技試験（ミブハン・シリタ）に2回以内で合格すれば、筆記試験は免除される事となっています。書換えの為の実技試験は2回までしか受けられず、不合格の場合は一般手続きとなり、筆記試験（英語でも可能）及び通常の実技試験（ミブハン・ネヒガ・マアスイ）を受ける必要があります。

書換えの為の実技試験は通常の実技試験よりも簡易な試験で、運転能力と路上での状況判断などの適格性が審査されます。料金や待ち時間の面でも、通常の実技試験を受ける場合よりも優遇されています。

3 手続きの流れ

(1) 申請書（ヘブライ語：トフェス・ヤローク）を取得します。

顔写真が転写された緑色の申請書で、陸運局（ミスラド・リシューイ）が指定する眼鏡屋などで発行されており、顔写真はその場で撮影されます。

眼鏡屋で取得する場合は視力検査もその場で行う事ができます。

<申請書取得に必要な書類>

- ・イスラエル内務省発行のIDカード、若しくは*陸運局発行の登録書
- ・移民の場合は移民証（テウダット・オレ）

*イスラエルのID番号を取得していない方については、事前に陸運局にて登録手続きを行い、9桁のID番号（Licensing Department Identification Number）を取得する必要があります。登録手続きには旅券が必要です。

<テルアビブ近郊窓口>

Optica Halperin テルアビブ・ディゼンゴフ・センター内

電話：03-525-4535

MEMSI ガンハイール・ショッピングセンター内

電話：03-564-1133

(2) 申請書の「眼科医による眼科検査」と「医者の健康診断」の欄に、眼科医（眼鏡屋で可）、かかりつけの医師にそれぞれ記載してもらいます。

*運転歴が5年以上ある事が証明できる方については免除されます。

(3) お住まいの地域を管轄する陸運局（ミスラド・リシューイ）で運転免許証の書換え申請を行い、申請書に認証印を貰います。

<運転免許証の書換え申請に必要な書類>

- ・申請書（トフェスヤロック）
- ・内務省発行のイスラエル ID カード
- ・移民の場合は移民証（テウダット・オレ）
- ・旅券（査証，入国日などが確認できるもの）
- ・有効な日本の運転免許証及びそのコピー
- ・大使館発行の自動車運転免許証の抜粋証明（英語）などの運転免許証の翻訳
- ・運転歴が5年以上ある事を証明する場合は証明できる公文書（英語）

* 当館発行の自動車運転免許証の抜粋証明の申請には，日本の運転免許証及び旅券が必要です。申請は予約制となっていますので事前に領事班までご連絡下さい。
手数料は68NIS（2019年度）となります。

<テルアビブ近郊陸運局（ミスラドリシューイ）>

1 Halochmim st., Tel Giborim, Holon

https://www.gov.il/he/departments/bureaus/licence_bureau_holon

日曜日～木曜日 8時から13時まで（12時半頃までの受付）

火曜日のみ 8時から13時まで（12時半頃までの受付）

15時半から17時45分（17時ごろまでの受付）

（4）運転教官（モレ・ネヒガ）を手配し教習を受けます。一運転歴が5年以上ある事が証明できない場合

教習料金は教官や場所によって異なり1レッスンが100－150シェケル程度。運転教官は，最寄りの教官の事務所もしくは，電話番号案内（144）で問い合わせることが出来ます。当地では口コミでの紹介が多い傾向にあります。運転教官の事務所は以下のマークの看板が目印。教習中の車にもこのマークがついています。



（5）実技試験（ミブハン・シリタ）一運転歴が5年以上ある事が証明できない場合

実技試験は教官を通してアレンジされます。

実技試験（ミブハン・シリタ）を扱っている教官へ直接，若しくは教官が所属する事務所へ申し込み，受験料（67NIS程度）を政府ポータルサイトからオンラインで支

払うか、支払票を入手し郵便局で支払います。教官への試験車使用料などの支払いも別途必要となります。

教官が受験料の領収書と申請書（トフェス・ヤローク）をもって陸運局へ受験申請を行い、試験実施日時が通知されます。

- (6) 陸運局にて仮の運転免許証（紙）が交付されます。紙の運転免許証は正式な免許証が発行されるまでの期間限定のもので、運転免許証交付料（交付を受ける免許の有効期間により51～438NIS）を支払うと、登録した住所へ本免許が発送されます。
- * 交付される運転免許証の有効期間は、イスラエルの滞在査証の有効期限や在留資格によって決められます。